

(工学部内規程第51号)

鳥取大学工学部附属電子ディスプレイ研究センター規則

(設置)

第1条 この規則は、鳥取大学学則（平成16年鳥取大学規則第55号）第10条第2項の規定に基づき、鳥取大学工学部附属電子ディスプレイ研究センター（以下「センター」という。）の組織及び運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第2条 センターは、県内外の産学官が連携して電子ディスプレイ等関連産業に係る高度な技術者を育成するとともにコア技術の研究に取り組み、地域産業の活性化に寄与することを目的とする。

(業務)

第3条 センターは、前条の目的を達成するため、次の各号に掲げる業務を行う。

- 一 高度技術者及び研究者の養成と支援
- 二 センターの広報活動
- 三 地域企業及び鳥取県との技術に関する連携
- 四 地域貢献
- 五 その他センターの目的を達成するために必要な業務

(職員)

第4条 センターに、次の職員を置く。

- 一 センター長
- 二 副センター長
- 三 客員研究員
- 四 その他の職員

(センター長)

第5条 センター長は、工学研究科の専任教授をもって充て、センターの業務を掌理する。

- 2 センター長候補者の選考は、運営委員会の推薦により工学部長が、教授会の議を経て選考する。
- 3 センター長の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、欠員が生じた場合の後任のセンター長の任期は、前任者の残任期間とする。

(副センター長)

第6条 副センター長は、工学研究科の専任教員をもって充て、センター長を補佐する。

- 2 副センター長の選考は、センター長の推薦に基づき、鳥取大学工学部附属電子ディスプレ

イ研究センター運営委員会（以下「運営委員会」という。）の議を経て、センター長が行う。

3 副センター長の任期は、2年とし、再任されることができる。ただし、当該副センター長を推薦したセンター長の任期の範囲内とする。

4 副センター長に欠員を生じた場合の後任の副センター長の任期は、前任者の残任期間とする。

（運営委員会）

第7条 センターの管理・運営について審議するため、運営委員会を置く。

2 運営委員会は、センター長の諮問に応じ、センター運営に関する重要事項を審議する。

（組織）

第8条 運営委員会は、次に掲げる者をもって組織する。

一 センター長

二 副センター長

三 委員長が指名した者 若干人

2 前項第3号の委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、欠員が生じた場合の後任の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

（委員長）

第9条 運営委員会に委員長を置き、センター長をもって充てる。

2 委員長は、運営委員会を招集し、その議長となる。

3 委員長に事故があるときは、委員長があらかじめ指名した委員がその職務を代理する。

（議事）

第10条 運営委員会は、委員の過半数の出席をもって開くものとする。

2 運営委員会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

（意見の聴取）

第11条 委員長が必要と認めるときは、委員以外の者を出席させ、その意見を聴くことができる。

（事務）

第12条 センターに関する事務は、工学部事務部において処理する。

（雑則）

第13条 この規則に定めるもののほか、センターに関し必要な事項は、運営委員会の議を経て、センター長が定める。

附 則

1 この規則は、平成20年4月1日から施行する。

2 この規則施行後の最初のセンター長は、第5条第2項の規定にかかわらず、工学部長が直接選考する。